

監査結果報告書

令和3年6月22日

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之 様

地方独立行政法人広島市立病院機構

監事 寺垣 玲 ⑩

監事 安部 貴之 ⑩

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人広島市立病院機構の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第7期事業年度における業務及び会計に関する状況について、監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

私ども監事は、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査方法の概要及び結果について報告及び説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、財政状態及び経営成績を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、理事長及び理事と法人との間には利益相反取引は認められません。
- (6) 会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上